



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年9月20日火曜日 第343号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (原子力安全対策課) ... 762  
 知事指定薬物の指定の失効..... (薬務衛生課) ... 762  
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 762  
 道路の区域変更(県道大島環状線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 763  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 763  
 道路の供用開始(県道伯方島環状線)..... ( " ) ... 763  
 道路の区域変更(県道宇和島城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 763  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 763

### 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施..... (土木管理課) ... 764

### 人事委員会規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 764

### 雑 報

計画段階環境配慮書について..... (環境政策課) ... 765

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第976号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
携帯電話通信(LTE)を活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年8月25日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	78,980,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

#### ○愛媛県告示第977号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中村時広

##### 1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) [(2S,4S)-2,4-ジメチルアゼチジン-1-イル][(8R)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル]メタノン及びその塩類
- (3) 1-(4-フロオロ-3-メチルフェニル)-2-(ピロリ

ジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(4) 前各号に掲げる物を含有する物

##### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

##### 3 失効の日

令和4年9月9日

#### ○愛媛県告示第978号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を令和4年9月12日認可した。

令和4年9月20日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

○愛媛県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町椋名184番2から 同町椋名174番地先まで	旧	メートル 5.6～9.9	キロメートル 0.047	
		今治市吉海町椋名184番2地先から 同町椋名174番地先まで	新	3.2～7.4	0.047	

○愛媛県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町椋名184番2地先から 同町椋名174番地先まで	令和4年9月20日

○愛媛県告示第981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字打越甲3286番3から 同町木浦字打越甲3286番4まで	令和4年9月29日

○愛媛県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都849番3地先	旧	メートル 5.8～7.6	キロメートル 0.061	
		南宇和郡愛南町僧都849番3	新	9.5～20.5	0.061	

○愛媛県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都849番3から 同町僧都849番3まで	令和4年9月20日

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館3階 第3・第5会議室）

2 試験の日時

令和4年11月11日（金）午前10時

3 受験願書の提出期間

令和4年10月3日（月）から14日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

愛媛県土木部土木管理課又は住所地为を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1245

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月20日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p> <p><b>第3条の7 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の規定、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号の規定による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）その他人事委員会が定める期間 前条第2号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間</p> <p>(3) 国家公務員法第79条又は 地方公務員法第28条第2項に規定する休職の期間（公務上の傷病による休職及び通勤による傷</p>	<p>（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p> <p><b>第3条の7 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の規定、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条 の規定による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）その他人事委員会が定める期間 前条第2号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間</p> <p>(3) 国家公務員法第79条若しくは地方公務員法第28条第2項に規定する休職の期間（公務上の傷病による休職及び通勤による傷</p>

病による休職の期間を除く。)、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣の期間、法人の就業規則等に定められている休職の期間(第1号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)又は 停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)その他人事委員会が定める期間 前条第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間

病による休職の期間を除く。)、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣の期間又は法人の就業規則等に定められている休職の期間(第1号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)若しくは 停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条の規定による 育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)その他人事委員会が定める期間 第3条の6第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正)

**第2条** 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則(愛媛県人事委員会規則8 0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別職地方公務員等となった者に関する特例)</p> <p><b>第11条</b> 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号の規定による育児休業をした期間</p>	<p>(特別職地方公務員等となった者に関する特例)</p> <p><b>第11条</b> 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定による育児休業をした期間</p>

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

**雑 報**

○公 告

**計画段階環境配慮書について**

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第3条の3第1項の規定により、次の対象事業について計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成したので、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第13条の規定により、次のとおり公告する。

なお、配慮書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

令和4年9月20日

H S E 株式会社  
取締役社長 石 田 桂

荒川電工株式会社

代表取締役 荒 川 浩 一

- 1 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名 称 H S E 株式会社
  - (2) 代表者 取締役社長 石田 桂
  - (3) 所在地 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
  - (4) 名 称 荒川電工株式会社
  - (5) 代表者 代表取締役 荒川 浩一
  - (6) 所在地 高知県高知市高堀6-19
- 2 第一種事業の名称  
(仮称)三方山風力発電事業
- 3 第一種事業により設置されることとなる発電所の原動力の種類、出力
  - (1) 種 類 風力発電所の設置の工事業(陸上)
  - (2) 出 力 最大58,800キロワット
- 4 第一種事業実施想定区域  
高知県吾川郡仁淀川町
- 5 配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

## (1) 縦覧・公表場所

愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））

久万高原町役場環境整備課（愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212）

久万高原町柳谷支所（愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川950番地）

久万高原町面河支所（愛媛県上浮穴郡久万高原町波草2431番地）

久万高原町美川支所（愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2923番地1）

高知県庁自然共生課（高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号西庁舎5階）

仁淀川町役場企画課（高知県吾川郡仁淀川町大崎200番地）

仁淀川町仁淀総合支所（高知県吾川郡仁淀川町森2552-1）

仁淀川町池川総合支所（高知県吾川郡仁淀川町土居甲916-3）

仁淀川町名野川出張所（高知県吾川郡仁淀川町名野川424番地）

仁淀川町長者出張所（高知県吾川郡仁淀川町長者乙2502番地4）

## (2) 縦覧・公表期間 令和4年9月20日（火）から令和4年10月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

## (3) 縦覧・公表時間 午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）

なお、配慮書の電子版は弊社（HSE株式会社）ホームページ（<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>）において、令和4年9月20日（火）から令和4年10月20日（木）まで閲覧いただけます。

## 6 配慮書についての意見書の提出期限及び提出先その他当該書面の提出に必要な事項

## (1) 提出期限 令和4年10月20日（木）まで

(2) 提出先 〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
HSE株式会社（担当 青木）  
電話 0294-55-7808

## (3) 提出方法 郵送（当日消印有効）又は縦覧・公表場所に設置された意見書箱への投函による

## (4) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）